

## PCB廃棄物収集運搬申請要領

PCB廃棄物の収集運搬業を行うには、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります。

また、PCB廃棄物の収集運搬をする際は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部が示す「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下、「PCBガイドライン」という。）又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下、「低濃度PCBガイドライン」という。）に従わなければなりません。

PCBガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>

低濃度PCBガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline\\_lc-transport.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline_lc-transport.pdf)

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）の各事業所にて処理することとされています。JESCOへのPCB廃棄物の搬入に当たっては、各事業所を所管する行政の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に加えて、JESCOから事業所への入門許可を受ける必要があります。

（参考）JESCO ホームページ <http://www.jesconet.co.jp/>

低濃度PCB廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設で処理を行うこととなっています。

### 申請書に追加する添付書類

PCB廃棄物の収集運搬業を行うには、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書に加え、以下の書類が必要です。PCBガイドライン、低濃度PCBガイドライン及び本要領を参考に書類を作成、添付してください。

（メモ）

チェック	添付書類	PCBガイドライン	低濃度PCBガイドライン	書類の例
<input type="checkbox"/>	<b>運搬容器の構造図</b> （規則第10条の12第3項第1号）			
<input type="checkbox"/>	運搬容器の一覧	第3章 3.1	第Ⅱ部 3.1	P3
<input type="checkbox"/>	運搬容器の写真			P4
<input type="checkbox"/>	容器の仕様書、設計図書等			—
<input type="checkbox"/>	運搬容器の車両への固定方法を記載した書類			P5
<input type="checkbox"/>	<b>連絡設備等の概要を記載した書類</b> （規則第10条の12第3項第2号）			
<input type="checkbox"/>	収集・運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時の連絡設備又は器具の設置状況を記載した書類			P6
<input type="checkbox"/>	緊急時の連絡体制図、緊急連絡先を明記した書類	第5章 5.2	第Ⅱ部 5.2	P7
<input type="checkbox"/>	<b>応急措置設備等の概要を記載した書類</b> （規則第10条の12第3項第3号）			
<input type="checkbox"/>	応急措置設備・器具のリスト	第5章 5.1	第Ⅱ部 5.1	P8
<input type="checkbox"/>	緊急時対応マニュアル	第5章 5.2	第Ⅱ部 5.2	—
<input type="checkbox"/>	<b>業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類</b> （規則第10条の12第3項第4号）			
<input type="checkbox"/>	業務体制を記載した書類	第4章 4.1	第Ⅱ部 4.1	P9
<input type="checkbox"/>	安全管理責任者及び運行管理責任者のPCB作業従事者講習会修了証			—
<input type="checkbox"/>	PCB運搬業務の従事者に対する社内教育の内容、実施状況を記した書類（年1回以上）、教育に使用した書類（実施科目を示した書類等）	第4章 4.2	第Ⅱ部 4.2	P10
<input type="checkbox"/>	<b>その他</b>			
<input type="checkbox"/>	JESCOの入門許可証（高濃度PCB廃棄物をJESCOに搬入する場合）		X	—

## 運搬容器一覧

No.	容器の種類	名称	個数	運搬する廃棄物の種類
1	ステンレス製ドラム 天板取り外し式	ガイドライン① 小型容器（固体用）	2	P C B が染み込んだ木くず
2	鋼製ペール缶	ガイドライン① 小型容器（固体用）	8	照明用安定器
3	漏れ防止型金属容器	ガイドライン⑦ 漏れ防止型の金属製容器	5	トランス、コンデンサ
4	タンクコンテナ	ガイドライン⑩ 移動タンク貯蔵所	1	P C B を含む廃油
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 運搬容器の写真

運搬容器 No. 1

(写真を貼付け)

運搬容器 No. 2

(写真を貼付け)

# 運搬容器の運搬車両への固定方法

運搬容器 No. 1

## 1 固定方法

鎖で運搬車両に縛り付ける

## 2 固定状況の写真

(写真を貼付け)

# 連絡設備等の概要

## 1 使用機器

〇〇社製GPS  
携帯電話

●GPSを使用する場合は、カタログ等主要な機能がわかる書類を添付すること。

## 2 収集運搬の状況確認方法

- ・GPSを用いた連絡システムにより、各車両の位置を把握できる端末を〇〇営業所に設け、運行管理責任者が常時監視を行い、車両の位置を確認する。

### ●GPSの記載例

- ・運搬担当者は作業マニュアルに定められた時点、場所で運行管理責任者に電話で連絡を行う。
- ・運搬車が積込み現場に到着した時点で収集・運搬従事者から運行管理責任者に積込み作業開始の連絡を行う。
- ・積込み作業終了時も同様に連絡を行う。
- ・走行中は運転手又は助手から30分毎に運行管理責任者に対し電話連絡を行い、位置を知らせる。
- ・運転手が連絡を行う場合は、必ず車両を停止させてから行う。

### ●電話の記載例

## 3 緊急時の連絡方法

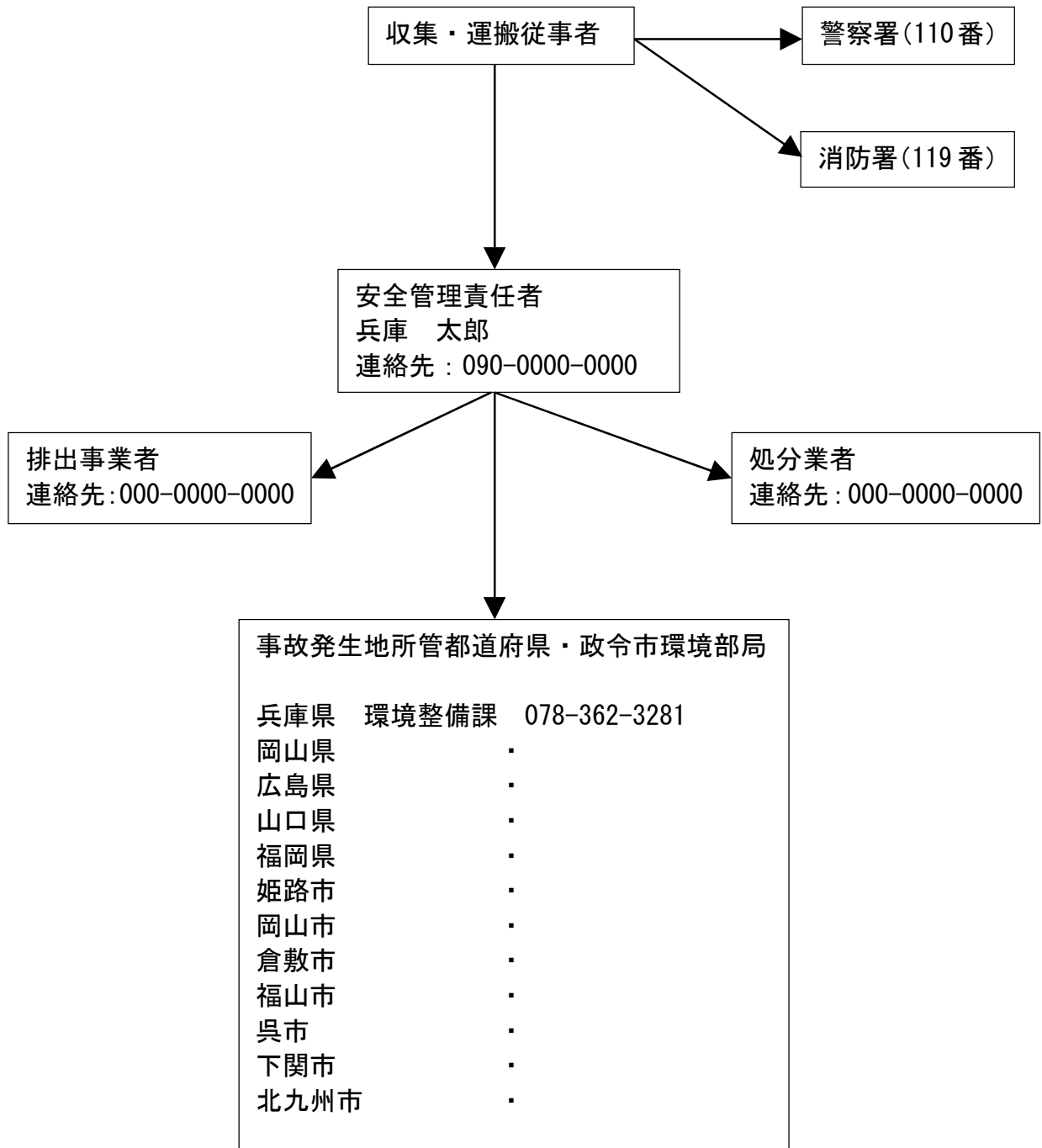
事故発生時

- ・収集・運搬従事者から消防署、警察署及び安全管理責任者へ電話連絡を行う。
- ・安全管理責任者は、緊急連絡先を記載した書類に基づき自治体等関係者へ電話連絡を行う。

その他

- ・GPSシステムにより、運搬車両の動きに不審な点があった場合には、運行管理責任者から収集・運搬従事者に対し状況確認の電話連絡を行う。

# 緊急連絡先



●収集・運搬経路を管轄する県、政令市はすべて記載すること。

## 応急措置設備・器具リスト

No.	種類	防災備品	個数
1	保護衣	化学防護服	2
2	保護手袋	耐油性、耐磨耗性	2
3	保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り	2
4	呼吸用保護具	ろ過式マスク	2
5	保護眼鏡	硬質プラスチック製	2
6	流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	各 1
7	回収用具	シャベル、オープンドラム	各 1
8	消火設備	粉末消火器	1
9	連絡設備・器具	携帯電話、無線、GPS	各 1
10	緊急時対応マニュアル等	緊急時対応マニュアル、緊急連絡網	各 1

●ガイドライン「表Ⅱ－5. 1」を参考に記載すること。

●緊急時対応マニュアルは、ガイドラインの「表Ⅱ－5. 2」を参考にして作成し、添付してください。



# 業務体制

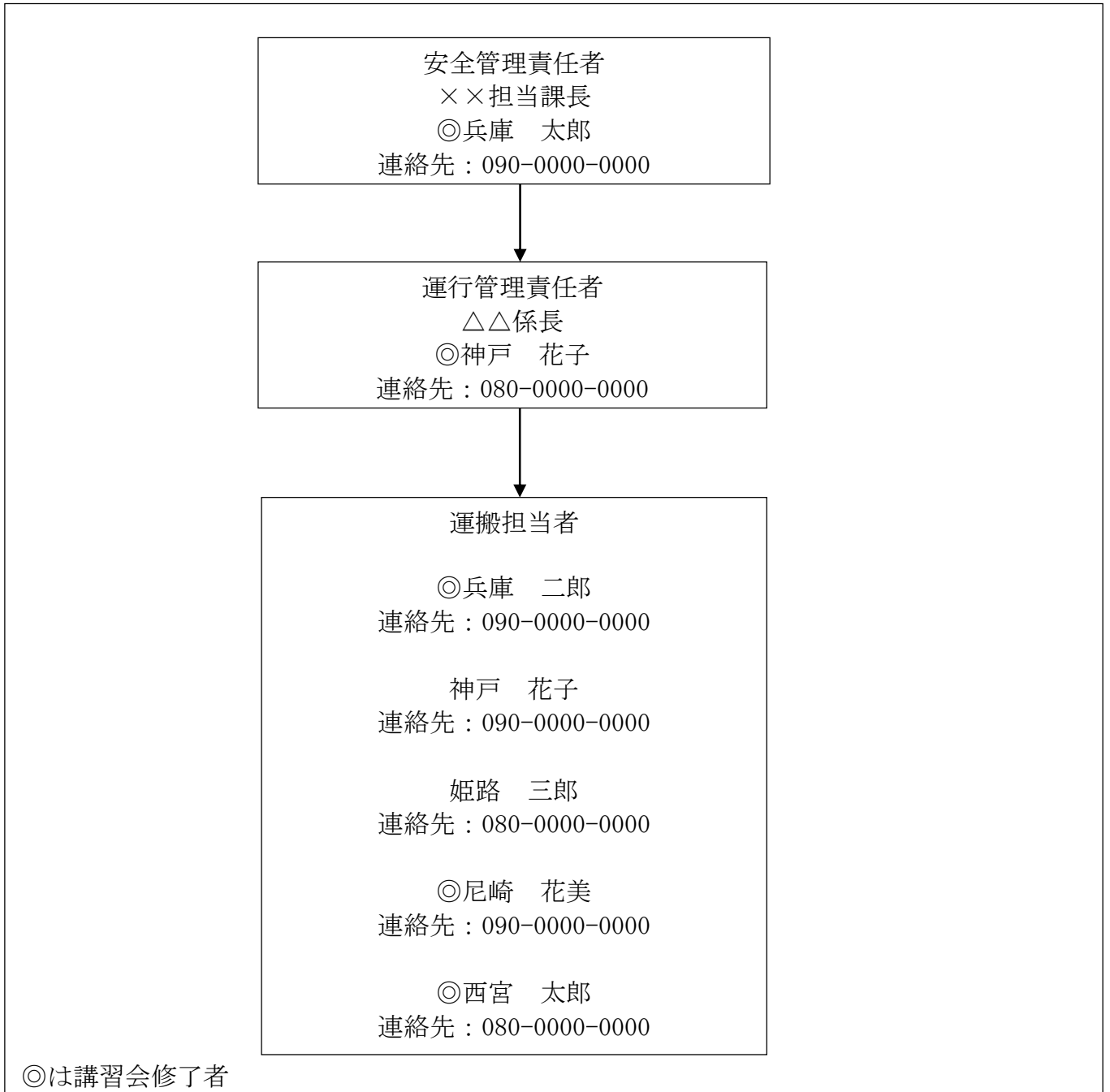
## 安全管理体制

### 1 責任者

	氏名	役職	講習会修了日
安全管理責任者	兵庫 太郎	××担当課長	平成×年×月×日
運行管理責任者	神戸 花子	△△係長	平成○年○月○日

●(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の修了証写しを添付してください。

### 2 安全管理体制表



# 従事者教育の実施状況

## 1 教育実施日時等

実施日：平成28年4月15日

時間：9時00分～17時00分

講師：兵庫 太郎（安全管理責任者）

参加者：兵庫二郎、神戸花子、姫路三郎、尼崎花美、西宮太郎

## 2 教育内容の概要

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会のテキストを用い、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の内容を中心に講義を行ったほか、作業マニュアル、緊急マニュアルの内容について講義を行った。具体的な教育内容については、以下のとおりである。

<教育科目>

### (1) 基本的事項

- ・廃棄物処理に係る一般事項
- ・微量PCB汚染廃電気機器等処理に係る一般事項
- ・PCB廃棄物及び危険物に係る関係法令
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の性状
- ・PCB廃棄物及び危険物の取扱い方法

### (2) 収集・運搬方法の基本的事項

- ・処理基準
- ・委託契約基準
- ・マニフェスト制度
- ・事前調査の方法及び内容

### (3) 積込み、積下し、積替え・保管の方法

- ・運搬容器、運搬車への収納、固定方法
- ・荷役方法
- ・管理方法
- ・漏洩防止、液抜き措置

### (4) 運搬の方法

- ・運搬車の点検
- ・安全運行、運搬経路の遵守
- ・運搬中の安全確認
- ・位置確認

### (5) 表示及び携行書類

- ・表示等の方法及び内容
- ・携行書類の内容及びその使用方法

### (6) 運搬容器

- ・運搬容器の基準
- ・運搬容器の取扱い方法

### (7) 緊急時の対策

- ・緊急時の対応方法（通報・連絡方法、被害防止対策方法）
- ・応急措置設備・器具の内容及びその使用方法
- ・健康被害及びその予防措置、応急措置